≪納税証明書等の取扱いについて≫

***１．提出しなければならない納税証明書等の種類***

**国税、県税（秋田県）、市税（大館市）**

***２．納税証明書等に関する注意事項等***

　⑴　すべての納税証明書に共通する注意事項

　　ア　証明年月日が業者登録申請を行う日から**３か月以内**のものを有効とします（写し可）。

　　イ　法人設立後１年未満で納税証明書の発行を受けることができないときは、「法人設立（設置）届出書」の写しを提出してください。

　　ウ　**税額表示がされていない様式（※１、※２、※３）で証明を受けてください**。

エ　交付窓口では、身分証明書（運転免許証等）の提示が求められます。また、法人代表者(個人事業主の場合は事業主本人)以外の社員や家族が交付請求する場合は、印鑑が押された委任状が必要となります。

　　オ　納税証明書の交付に関しては、各交付窓口へお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市税**※１** | 県税**※２** | 国税**※３** | |
| 法人 | 個人 |
| 様式 | 市税について未納税額がない証明 | 「県税及び地方法人特別税に係る徴収金」について未納がないことの証明 | 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明 | 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明 |
| 秋田県県税条例施行規則様式第６号その２  ※Ｈ28年3月31日以前の様式(第８号その２)でも可 | 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３ | 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２ |
| 交付  場所 | ・市役所  税務課  諸税係窓口  ・各支所  ・各出張所  ・市民サービスセンター | 秋田県総合県税事務所及び各支所  **※北秋田地域振興局では税証明を行いません。** | 本店等所在地を管轄する税務署の税証明窓口  **※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。　詳しくは、ｅ-Ｔａｘホームページ（アドレスは欄外のとおり）をご覧ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。** | |
| 交付  手数料 | １通につき  ２００円 | １通につき４００円 （秋田県証紙で納付） | ｅ－Ｔａｘ　１通につき３７０円  書面　　　　１通につき４００円 | |

※ｅ－Ｔａｘアドレス**（**[**http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\_index.htm**](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)**）**